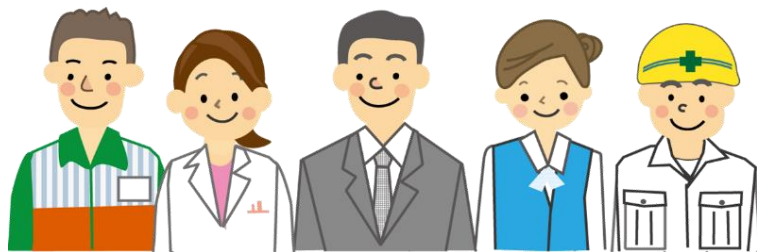


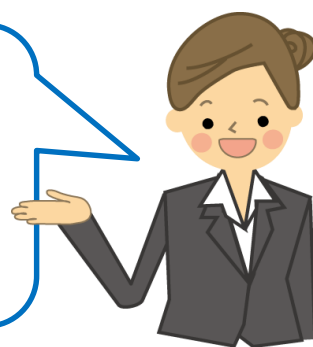
若年技能者のスキルアップを 応援します！



高度な技能を持った「ものづくりマイスター・ITマスター」が
中小企業や教育訓練機関に出向き、実技指導を行います。

このような声にお応えします！

- 「経験の少ない社員に技術を習得させたい」
- 「高校生のものづくり技能をスキルアップしたい」
- 「技能検定受検に向けたトレーニングを実施したい」
- 「ITリテラシーを向上したい」



婦人子供服製造

教材は「技能五輪」や「技能検定」の課題等を使用します

機械加工

実践的で洗練された指導により、必要なスキルを効果的に習得できます

マイスター指導の実例

企業・団体等

【機械加工・普通旋盤】

- ・対象者：企業内の若手技能者
- ・受講者数：1名
- ・日程：20日間



受講者の声

社員の技術が向上し、とても役に立ちました。
この指導を受け、学んだ事を活かして仕事に打ち込んでいきたいと思えます。

【機械検査】

- ・対象者：技能検定受検者
- ・受講者数：3名
- ・日程：6日間



受講者の声

熱心に分かりやすく御指導いただき、受講者の技能が向上してきています。大変有意義な講習をさせていただきました。
今後の社内教育にも役立てていきたいと思えます。

教育訓練施設

【電子機器組立て】

- ・対象者：技能検定受検者
- ・受講者数：12名
- ・日程：6日間



受講者の声

実演を踏まえながら、生徒一人一人に指導していただき大変助かった。はんだなどの量や光沢感は写真より実物が分かりやすく、とても勉強になった。

【電気溶接】

- ・対象者：高校生ものづくりコンテスト参加者
- ・受講者数：14名
- ・日程：4日間



受講者の声

わかりやすく指導していただき、はじめは難しかったけどどんどん上手にできるようになった。今後の就職活動にもいかせると思いました。

ものづくりマイスター・ITマスター制度

項目 / 区分	中小企業	教育訓練施設
受講対象者	35歳未満の若年技能者	
指導回数(同一受講者に対して)	20回以内	10回以内
指導時間	原則1回(日)1時間以上3時間までを標準とします	
指導者への謝金・交通費	無料(協会が負担します)	
材料費	受講者1名1回につき 2,000円(税別)まで協会が支援します	
その他	指導に必要な機械・設備等は受講者(派遣依頼者)が用意してください	



- ①派遣依頼：派遣依頼書の提出
- ②連絡・調整：ものづくりマイスターとの指導内容、日程等の連絡・調整
- ③決定：ものづくりマイスター派遣の承諾
- ④実施：実技指導実施
- ⑤報告：受講結果報告書・アンケートの提出

注:ものづくりマイスター職種以外の実技指導も実施できますので、ご相談ください。

このリーフレットに関する問い合わせ先はこちら

山形県技能振興コーナー
〒990-2473 山形市松栄2-2-1 山形県職業能力開発協会 内
TEL: 023-645-3131 FAX: 023-644-2865
E-mail: g-shinko@nky.or.jp

ものづくりみらい やまがた

URL: <http://www.monozukuri-mirai.net>

ものづくりみらい